

議案第 23 号

前橋市長の給料の特例に関する条例の制定について

令和 5 年 3 月 2 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市長の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市長の給料の特例について定めるものとする。

(市長の給料の額の特例)

第 2 条 市長（令和 4 年 1 月 4 日において当該職にあったものに限る。）の令和 5 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間（次条において「特例期間」という。）における給料の額は、前橋市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年前橋市条例第 304 号。次条において「特別職給与条例」という。）第 3 条第 1 号の規定にかかわらず、月額 78 万 7,500 円とする。

(手当の額の算出の基礎となる給料月額についての適用除外)

第 3 条 前条の規定は、特例期間における特別職給与条例第 5 条に規定する期末手当及び前橋市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和 33 年前橋市条例第 15 号）第 3 条第 1 項に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、適用しない。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。